

令和3年度みかんジュース販売促進事業委託業務仕様書

1 事業名

令和3年度みかんジュース販売促進事業（以下「本件業務」という。）

2 事業目的

「みかんジュースコンクール 2021」を開催し、審査・評価・受賞などを通じて、みかんジュースの差別化・高付加価値化を図り、販売促進につなげる。

3 委託上限金額

2,500千円以内（消費税及び地方消費税10%を含む。）

4 委託期間

契約締結の日から令和4年3月22日（火）まで

5 事業内容

(1) 審査

「2 事業目的」を達成できる仕組み・応募部門・応募条件・審査員・審査項目等を設定した審査会を実施すること。ただし、下記ア～エの条件を満たすこと。

ア 審査は、複数部門を設定するものとし、応募作品については、愛媛県内産のみかんを使用し、既に商品化されているもの若しくは商品化を目指しているものとする

（例）「①愛媛県内産の温州みかんのみを使用した果汁100%ストレートジュース」、「②愛媛県内産の中晩柑類のみを使用した果汁100%ストレートジュース」の2部門

イ 応募者は部門ごとに2作品までとし、部門ごとの審査対象は10作品以上とすること。コンクール等の開催の時期については、応募作品が多く集まる時期に設定するなど、コンクールが盛り上がるよう考慮すること。

ウ 応募多数の場合を想定し、2段階審査を設けるなど、公平な審査方法とすること。

エ 審査は、品質やデザイン、販路面など専門的な知見に基づく総合的な評価ができる審査員構成とすること。

(2) 評価、顕彰及びフォローアップ

主催者の愛媛県、南予地域農業遺産推進協議会、協賛の愛媛県信用農業協同組合連合会を顕彰授与者として、受賞作品の知名度を向上させ、「2 事業目的」を達成できる内容の顕彰イベントを実施すること。なお、評価にあたっては、受賞に至らなかった応募作品を含め、応募作品のブラッシュアップにつながるようフォローアップを行うこと。

(3) 広報宣伝

コンクールの開催及び結果について、メディアやイベント等を活用し、広く周知する広報宣伝を実施すること。

(4) 販売促進支援

販売促進を目的としてそれぞれの賞に応じたロゴマークを作成するとともに、商品への添付を想定したシールを受賞作品ごとに 200 枚以上作製し、受賞者に配付すること。なお、ロゴマークに係る権利は愛媛県に帰属し、愛媛県が定める要領に基づいて受賞作品に無償で使用できることとする。

また、コンクールをブランド化し、受賞作品の販売促進に繋がる取組みとして、県内での販売会を各 1 回以上実施すること。

(5) 協賛者の PR

本事業の協賛者である「愛媛県信用農業協同組合連合会」が十分な宣伝効果が得られるよう、本事業の広報宣伝時はもとより、審査、懸賞イベント等あらゆる機会を通じて効果的な PR を実施すること。

(6) その他

- ① イベント名について、「みかんジュースコンクール 2021」は必須とするが、副題を加えること等は可能とし、提案内容に含む。
- ② イベントに対する協賛の募集は不可とする。
- ③ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、感染状況に応じて会場への消毒液の設置や三密回避の方策のほか、審査会やイベント等の開催内容の代替案等、委託費の範囲内で必要な対策を実施することとし、提案に含めること。
- ④ 本件業務以外に協議会及び愛媛県が実施する関連する事業についても、相乗効果を図るため、誠実に協力すること。
- ⑤ 上記業務以外に追加する独自提案については、別途協議の上、決定するものとする。

6 事業計画書及び報告の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について協議会と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して協議会に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、協議会の検査を受けること。
- (3) 協議会は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

7 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、協議会の承諾を得なければならない。

8 秘密保持及び個人情報の保護

(1) 秘密保持

ア 本件業務に関し、受託者が協議会に提出した計画書等は、本件委託業務以外の目的で使用しない。

イ 本件業務に関し、受託者が協議会から受領又は閲覧した資料等は、協議会の了解

なく公表又は使用してはならない。

ウ 受託者は、本件業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(2) 個人情報の保護

個人情報の保護については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年10月16日愛媛県条例41号）に準じて取り扱うこととし、受託者は本件業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、個人情報を扱う場合は愛媛県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

なお、疑義がある場合は協議会と協議すること。

9 その他

- (1) 本件業務に関して受託者が作成した成果物に関する全て（ロゴマークに関するものを除く）の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む）について、委託料が完納された時点で協議会に譲渡すること。また、この規定にかかわらず、協議会が必要と認めるときは、委託料完納前であっても受託者が作成した成果物を無償で利用できるものとする。
- (2) 5（4）で受託者が作成したロゴマークの著作権については、委託料が完納された時点で愛媛県に譲渡し、電子データで提供すること。また、この規定にかかわらず、愛媛県が必要と認めるときは、委託料完納前であっても無償で利用できるものとする。
- (3) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合、協議会と協議の上、対応すること。
- (4) 本仕様書に定める以外の事項については、協議会の指示に従うこと。
- (5) 本件業務に関する補償・経費等の一切は、受託者において負担すること。